

公益社団法人 沖縄県宅地建物取引業協会

# 宅建おきなわ

T A K K E N O K I N A W A

宅地建物取引にかかる経済活動をとおして  
住生活の安定・向上から地域と信頼をつなぐ

2025.8  
— Summer —  
vol.181

定時総会・定時株主総会開催！

各地区の業者会の動きにも注目！



(公社) 沖縄県宅地建物取引業協会  
(公社) 全国宅地建物取引業保証協会沖縄本部



公益社団法人  
全国宅地建物取引業協会連合会



# 「宅地建物取引業者票」改定のお知らせ

## 宅地建物取引業者票

第14次一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律)施行に伴い、「宅地建物取引業施行規則の一部の改正する省令」(令和6年国土交通省令第70号)が公布され、**令和7年4月1日から宅地建物取引業者票(様式第9号)の様式が変更されました。**

会員の皆さまにおかれましても事務所の業者票を差し替えていただく必要がございます。

### 【現行】

宅地建物取引業者票	
免許証番号	国土交通大臣( )第 号 知事
免許有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
商号又は名称	
代表者氏名	
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の氏名	<b>削除</b>
主たる事務所の所在地	電話番号 ( )

### 【令和7年4月1日より】

宅地建物取引業者票	
免許証番号	国土交通大臣( )第 号 知事
免許有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
商号又は名称	
代表者氏名	
この事務所の代表者氏名	<b>追加</b>
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数	<b>追加</b> 人(宅地建物取引業に従事する者の数) 人
主たる事務所の所在地	電話番号 ( )

### 〈改正による変更点〉

【**削除**】「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の氏名」

【**追加**】「この事務所の代表者(政令で定める使用人)の氏名」

※政令で定める使用人を設置していない本店の場合は代表者氏名を記載してください。

【**追加**】「この事務所に置かれる専任の宅地建物取引士の人数および宅地建物取引業に従事する者の数」



### 【新しい業者票の書き方】

#### 【記入例】

宅地建物取引業者票	
免許証番号	国土交通大臣( 1 )第 12345 号 沖縄県知事
免許有効期間	令和6年12月19日から 令和11年12月18日まで
商号又は名称	ハトマーク不動産(株)
代表者氏名	宅建 太郎
この事務所の代表者氏名	宅建 花子
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数	人(宅地建物取引業に従事する者の数) 人
主たる事務所の所在地	那覇市泉崎 ●●●● 電話番号 ●●●●(●●●●)●●●●

#### 【注意箇所】

この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数 **2人**<sup>①</sup>  
(宅地建物取引業に従事する者の数 10人)<sup>②</sup>

① 空いているスペースに専任の宅建士の人数を記入してください。  
② \*() カッコの中は従事する者の数を記入してください

# 宅地建物取引士賠償責任保険(宅建賠)

## 宅建賠は宅建協会会員のみが加入できる制度保険です。



### 新プラン補償内容

- ①重要事項の説明等(宅地建物取引業法第35条に定める)
- ②書面の交付(宅地建物取引業法第37条に定める)
- ③退職した宅建士が退職後5年以内に受けた損害賠償請求
- ④宅地建物取引業法第2条に定める代理・媒体業務
- ⑤業務中の自転車加害事故

宅建士1名あたり年間保険料 **7,000円** で重要事項説明や書面の交付など、上記の5つのリスクに備えることは出来ます！  
ご契約をご希望の場合は下記取扱代理店までお問い合わせください！

上記は概要を説明したものです。詳細はパンフレットをご確認ください。

承認番号: SJ24-09005  
承認日: 2024/10/16

取扱代理店

**株式会社宅建ブレインズ**  
宅建賠のお問い合わせは保険部  
引受保険会社: 損害保険ジャパン株式会社

TEL: 03-3234-0699 FAX: 03-3239-7540

宅建ブレインズ

検索

(受付時間: 平日午前9時から午後5時まで)

URL: <https://takken-b.co.jp>

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-11-14 GS千代田ビル5階



## contents

- 1 「宅地建物取引業者票」改定のお知らせ
- 2 宅地建物取引士賠償責任保険(宅建賠)
- 3 令和7年度 定時総会
- 5 第38期(株)沖縄県不動産会館 定時株主総会
- 5 第15回 沖縄県不動産流通機構 定時株主総会
- 6 全国宅地建物取引業協会定時総会
- 7 全宅管理会員限定研修会
- 8 新規免許取得者研修会
- 9 (一社)沖縄県不動産流通機構からのお知らせ
- 11 業者会の動き  
那覇東地区/那覇西地区/小禄・南部地区
- 12 業者会の動き  
浦添・西原地区/宜野湾・中城地区/中部地区
- 13 業者会の動き  
北部地区/宮古地区/八重山地区
- 14 女性部会だより
- 15 ラジオ不動産相談室
- 17 違法広告情報提供について
- 18 違法広告掲載業者への対応について
- 18 めざせ!不動産キャリアパーソン
- 19 変更届の提出についてのごお願い
- 20 会員のひろば
- 21 入会者のご案内
- 22 理事会の動き/協会の動き
- 23 不動産フェア

### 協会よりお知らせ

改正情報に関しては協会のHPをご覧ください。



# 令和7年度 定時総会

令和7年5月27日(火)沖縄ハーバービューホテルに於いて第13回(公社)沖縄県宅地建物取引業協会定時総会を開催致しました。

式典においては、知念秀起氏(沖縄県土木建築部建築指導課 課長)、島袋大氏(沖縄県議会議員)・浦崎宮人氏(那覇市まちなみ共創部 部長)にご臨席を賜り、丁寧なるご祝辞をいただきました。

また、会員表彰1社、優良従業員表彰4名、流通活性化貢献賞6社に対して授賞式を執り行いました。

議事については右記の通りで、議案については全て可決されました。



## 第13回(公社)沖縄県宅地建物取引業協会

### 報告事項

- 報告事項1 令和6年度事業報告書承認の件
- 報告事項2 令和6年度決算報告書承認の件

### 議案

- 第一号議案 令和7年度事業計画について
- 第二号議案 令和7年度収支予算書について

## 第14回(公社)全国宅地建物取引業保証協会 沖縄本部定時総会

### 報告事項

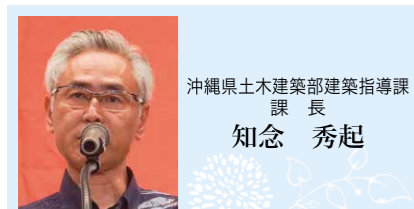
- 報告事項1 令和6年度会務経過報告書について
- 報告事項2 令和6年度決算報告書について
- 報告事項3 令和7年度沖縄地方本部事業計画について
- 報告事項4 令和7年度資金収支予算書について

各関連団体の総会も同日に滞りなく議案審議を終了いたしました。



会場の様子

### あいさつ・祝辞



## 表彰式

誠におめでとうございます。

皆さまの更なる飛躍をお祈り申し上げます



### 会員表彰部門

- (有)拓実住宅  
上原陸人



### 優良従業員表彰(10年表彰)

- (株)ベスト  
上里加奈
- (株)沖創建設  
垣花有貴
- (株)琉信ハウジング  
大湾一広
- (株)琉信ハウジング 宜野湾支店  
石川裕之



### 流通活性化貢献賞

#### 【物件登録賃貸部門】

- 三栄リビング
- (株)琉信ハウジング 名護支店

#### 【物件登録売買部門】

- まごころホーム(株)
- sky(株)

#### 【成約報告売買部門】

- (有)サンサン沖縄



## 第38期 (株)沖縄県不動産会館 定時株主総会

令和7年5月27日(火)沖縄ハーバービューホテルにおいて第38期定時株主総会が開催され議案について審議されました。

### 議案

- 第1号議案 令和6年度事業報告承認の件
- 第2号議案 令和6年度貸借対照表・損益計算書・財産目録並びに株主資本等変動計算書承認の件・監査報告

- 第3号議案 令和7年度役員報酬限度額承認の件
- 第4号議案 剰余金一部処分承認の件

審議の結果、第一号議案から第5号議案までの議題は原案どおり承認されました。

～株主の皆さま、議決権行使にご協力いただき感謝申し上げます～

## 第15回 沖縄県不動産流通機構 定時株主総会

沖縄ハーバービューホテルにて第15回(一社)沖縄県不動産流通機構の定時総会が開催され、下記の議案について全て原案通りに賛成多数にて承認されました。

### 報告事項

- 報告事項1 令和7年度 優良会員認定業者の報告
- 報告事項2 令和6年度 事業報告書について

### 議案

- 第1号議案 令和6年度 決算報告書承認の件
- 第2号議案 令和7年度 事業計画書(案)承認の件
- 第3号議案 令和7年度 収支予算書(案)承認の件



## 全国宅地建物取引業協会定時総会

令和7年度(公社)全国宅地建物取引業協会連合会並びに(公社)全国宅地建物取引業保証協会の定時総会が6月26日(木)に東京のホテルニューオータニにおいて開催されました。

(公社)沖縄県宅地建物取引業協会は、令和6年度入会者数比率で全国1位、会員数維持率2位となり、渡久地政彦会長が表彰されました。

令和6年度  
入会促進策に  
功績顕著な  
都道府県協会

### ■ 会員数維持率上位3協会

順位	協会名	R7会員数 (R7.4.1現在)	R6会員数 (R6.4.1現在)	増減	対前年度比率 (R7/R6)
1	鳥取県	303	294	9	103.1%
2	沖縄県	1,604	1,560	44	102.8%
3	滋賀県	912	889	23	102.6%

### ■ 入会者数比率上位3協会

順位	協会名	R6会員数 (R6.4.1現在)	R6入会者数 (R6.4.1～ R7.3.31)	比率 (R6入会者数/R6会員数)
1	沖縄県	1,560	103	6.603%
2	大阪府	9,367	542	5.768%
3	鳥取県	294	16	5.442%



会場の様子



渡久地会長

Congratulations

令和6年度  
会員数維持率  
**全国2位**

令和6年度  
入会者数比率  
**全国1位**

会員のみなさまのおかげです。  
ありがとうございました。

# 全宅管理会員限定研修会

令和7年6月18日(水)、講師に吉田修平法律事務所弁護士 鈴木崇裕氏を招き、全宅管理会員研修会が開催され、会員60名の会員が参加しました。

研修では「裁判例で学ぶ 定期借家契約のポイント」と題し、スタート!

下記の3点を目標としました。

- 1 定期借家契約の手続きを理解する
- 2 定期借家契約の手続きでミスしない
- 3 定期借家契約を普及させる



## 裁判例1 最高裁 平成24年9月13日

### ① 事案の概要

原告 建物を競売で落札した、ゲストハウス事業をしたい業者

被告 建物を賃借してゲストハウス事業をしていた業者

平成15年7月17日 契約書の案文を事前にFAX

平成15年7月18日 定期借家契約書を締結(契約期間5年)

平成20年7月17日 契約期間が満了

→被告が退去しなかった

### ② 争点

契約書自体は適切に作成されている。争点は、事前説明手続きが正しく履践されたかどうか。

### ③ 裁判所の判断

第一審 請求認容(明渡を認める)

第二審 請求認容(明渡を認める)

第三審 請求棄却(明渡を認めない。逆転判決)

### ④ 裁判所の判断

事前説明手続きは特別の目的がある。事前説明文書は契約書とは「別個独立の」書面であるべき。事前説明文書自体について作成・交付・説明が必要。

→その手続きがされていない

## 裁判例2 東京地裁 令和2年3月18日

### ① 事案の概要

原告 仲介業者に全ての手続きを任せているオーナー

被告 原告と関係性が悪くなったテナント

平成25年2月21日 定期借家契約を締結

仲介業者は重要事項説明を実施

事前説明手続きはとらなかった

平成30年3月21日 契約期間満了

→被告が退去しなかった

### ② 争点

仲介業者が行った重要事項説明が事前説明手続きと認められるかどうか。

### ③ 裁判所の判断

事前説明手続きは賃貸人の義務である。仲介業者が行うには賃貸人による委任が必要である。委任は認められない。

→事前説明手続きは行われてない

→請求棄却(明渡を認めない)

## 裁判例3 東京地裁 令和3年12月23日

### ① 事案の概要

原告 建物の所有者

被告 建物で薬局の経営をする会社

平成22年6月15日 定期借家契約①が締結された

平成28年6月14日 定期借家契約①の契約期間が満了した

終了通知書の送付が遅れていた

平成29年3月14日 定期借家契約①が終了した

平成29年4月11日 定期借家契約②が締結された  
契約期間が3月15日からだった

→被告が退去しなかった

### ② 争点

契約期間が平成29年3月15日からの契約を平成29年4月11日に締結し、事前説明手続きを行った場合に「事前」といえるかどうか。

### ③ 裁判所の判断

契約は「始期」ではなく、契約「締結」の前であれば「事前」といえる。

→請求認容(明渡を認める)

後半は、定期借家契約とは

### ●定期借家契約の特徴とは?

- ・契約期間が【満了】したら、【必ず】契約が終了する。
- ・【立退料】を支払わずに、建物を明渡してもらうことができる。
- ・契約期間中、【賃料】を確実に固定することもできる。
- ・問題のない賃借人とは、新たな合意により何度でも【再契約】することができる。

# 新規免許取得者研修会

前期

日時 令和7年7月4日(金) 14:00~

場所 沖縄県不動産会館 4階ホール

新規として宅建業の免許を取得した会員の皆さまを対象に、年2回研修会を開催しております。

研修会の内容と致しまして、下記の講義内容を重点的に行いました。

## 講義内容

### ①倫理規定の重要性・関連団体の構成について

講師：宅建協会副会長 宮城康



### ②不動産の表示に関する公正競争規約について

講師：沖縄地区調査委員会 仲間俊和



### ③重要事項説明書の書き方

講師：人材育成委員会 大城民夫



宅建協会の組織案内から広告の掲載について(SNSの掲載等)、重要事項説明書の書き方を、約2時間にわたって説明しました。契約のときは必ず最新の契約書、重要事項説明書を「ハトサポ」からダウンロードし、活用してください。

沖縄県内では2000社を超える不動産業者がいます。一般消費者から選ばれる業者、模範となるような業者になっていただきたいと思います。みなさまの今後のご活躍に期待しております!



修了証書をいただきました

みなさまの今後のご活躍に期待しております



# (一社)沖縄県不動産流通機構からのお知らせ

System

## 1 システム廃止について

沖縄県不動産流通機構会員限定の独自登録システムにつきまして、システムの利便性を向上すべく改良を重ねてきましたが、諸事情を勘案した結果、令和7年6月末でサービスを終了させていただきました。

今後は全宅連が運営しております「ハトサポBB」を是非ご活用ください。  
今まで流通機構の独自システムにご登録いただいた物件情報についてはハトサポBBに移行されておりますので、ハトサポBBから成約情報の確認やREINSへの登録・更新などもできます！



ハトサポBBについての研修会動画が全宅連ホームページにアップされておりますので合わせてご確認ください。  
※ハトサポへのログインが必要です。  
※WEB研修会動画の視聴方法が不明な場合は宅建協会事務局までお問合せください。

Site

## 2 流通機構ホームページリニューアルについて

流通機構のホームページがリニューアルされました。  
今後は会員限定コンテンツなどを順次展開予定となっております。  
(例)会員限定研修会の動画視聴、求む物件の掲載、よくある事例集等



Churasanya

## 3 【ハトマークサイト沖縄 ちゅらさん家】について

「ハトサポBB」から登録した情報を一般消費者が閲覧できるポータルサイト【ハトマークサイト沖縄 ちゅらさん家】が公開されております。  
宅建協会の会員であれば無料で無制限に登録が可能です。  
※ハトサポBBからハトマークサイトに公開された情報が自動で掲載されます。



Newspaper

## 4 新聞広告掲載方法について

これまで「ちゅらさん家」に登録されていた物件情報から新着順で「週刊かふう」「タイムス住宅新聞」へ74件掲載が行われておりましたが、今後は【ハトマークサイト沖縄 ちゅらさん家】に登録された物件情報から流通機構会員限定で掲載を行います。

Lawyer consultation fee

## 5 弁護士費用助成について

流通機構では7月から新しい事業として、弁護士相談費用の助成を流通機構会員限定で行います。申請方法の詳細などは流通機構ホームページ等でお知らせいたします。(月に7回、1会員、年1度まで、5,000円助成)



一般社団法人沖縄県不動産流通機構

TEL098-861-3584 事務局:大城  
https://oki-takken.com/

民間ポータル LIFULL HOME'S at home suumo に加盟料不要で1物件から公開できる!

### 「スポット公開」機能とは?

「スポット公開」機能は、ハトサポBBが提供する「民間ポータル連携」のための新機能です。ハトサポBBでは、3大ポータルへの物件コンパート機能「マルチポータル」の他、物件公開コストを抑えつつ少ない物件数にも対応できる新機能「スポット公開」を提供しています。民間ポータルの月々の会費無しで、公開したいときに、1物件から公開できる「スポット公開」機能をぜひご活用ください!

### スポット公開とマルチポータルの比較

スポット公開	物件公開が少数、不定額の方にオススメ
マルチポータル (物件コンパート)	常時一定数の物件公開を行う方にオススメ

掲載可能な民間ポータル



スポット公開の詳細はQRコードより全宅連ホームページへアクセスしてご確認ください。※トップページのお知らせ右側にあるスポット公開のバナーを押下して確認できます。



## 那覇東地区

### 会員皆様に研修・視察などの有意義な情報提供を！

東地区業者会では去った4月25日(金)にマリエールオークパイン那覇において「総会」を開催しました。

約30社に出席いただき、会員各位のご協力を得て議事を進行することが出来ました。

今年度は研修や視察・事例の共有などを通し

て、会員皆さま(特に会員各社の社員様)にとって有意義な情報提供をしていきたいと考えております。

9月には会員交流事業の予定があります。専門部の交流委員会で準備を進めております。

那覇東地区業者会 専務理事 島袋 元

### 定時総会を開催！ 宅建業界の発展と地位向上を目指す

## 那覇西地区

那覇西地区は去った5月9日(金)に令和7年度の定時総会をコレクティブホテルにおいて開催いたしました。

令和6年度の事業報告、収支決算、令和7年度の事業計画案、予算案、役員改選案など全ての議案が出席会員の全会一致により承認されました。

前年度は各種研修会や会員交流事業も盛會裡に開催する事ができました。

また、地域への社会貢献事業として続けております子どもの貧困対策の一環としてゴージャス理枝さんに寄付金の贈呈を知念那覇市長の会員研修会の場において行いました。

今年度も那覇地区加入業者の皆様にとりまして有意義な研修事業、会員交流会、家主様への情報提供、子どもの貧困を無くすための支援など様々な事業を積極的に行ってまいりますので、未加入の会員各位におかれましてはぜひ各地区業者会にご加入いただき、共に手を取り合いながら宅建業界



1.定時総会の様子 2-3.会員研修会の様子 4.寄付金の贈呈

の発展と地位の向上に努めて参りたいと思いますのでご協力くださいますようお願い申し上げます。

那覇西地区業者会 会長 喜納 兼功

### 力強いパワー(元気)あふれる業者会に！

## 小禄・南部地区

令和7年6月12日(木)、沖縄産業支援センターにて小禄・南部地区業者会第27回定時総会を開催致しました。総会では令和6年度事業報告及び収支決算報告、または令和7年度事業計画(案)予算(案)の報告が行われました。議長の玉元理事の円滑な進行と役員チームワークによりスムーズに会が進み、すべての案が拍手によって全会一致で承認されました。

本年度も会長に武島多加雄、副会長に大城民夫が就任し、役員体制がスタートしました。

今後の活躍としては

9/26(金) 懇親会 ポウリング大会決定！

場所 ラウンドワン

10/24(金) 会員研修会 「軍用地について」

場所 産業支援センター

11月 地域貢献事業 糸満市社会福祉協議会に決定！

12月 忘年会

年内までは決まっております、「小禄南部地区業者会を活性化させ、会員のためによる役に立つ情報や価値のあることを取り上げて行こう」、「力強いパワー(元気)ある業者会でやっぺいこう」という2期目の武島多加雄会長の掛け声でキックオフになりました!! 小禄・南部地区業者会 武島 多加雄



定時総会の様子

## 浦添・西原地区

### 取り組み満載な浦西業者会！

①「定期総会」 4月24日(木)17時30分～定期総会が行われ、令和6年度の承認と令和7年度案の承認を頂きました。年々会員数も増え、色々な行事が充実していて、会員の質の向上と共に交流・親睦・信頼が深まる業者会となっております。

②「浦添・西原地区&宜野湾・中城地区の交流会」 5月16日(金)18時～、宜野湾・中城地区業者会との交流を目的に、ポウリング大会と交流会(参加者:浦西42名・宜野湾25名)が賑やかに行われました。

③「第1回勉強会」 6月27日(金)17時～、「法律改正の案内とQ&A」司法書士法人ロアック 久茂地オフィス 司法書士 大城竜士さん、藤井浩史さんを講師としてお迎えして勉強会を行いました。その後はお二人の司法書士を交えて交流会を行い、今後の



① 定時総会  
② ポウリング大会  
③ 勉強会

仕事にも役立つ良い会となりました。(参加者34名)「違法看板調査パトロール」 7月5日(土)10時～、毎年真夏の行事となりますが、元気にパトロールを行い協会へ報告しました。

浦添・西原地区業者会 副会長 又吉 悦子

### 浦西業者会とのポウリング大会開催！

## 宜野湾・中城地区

5月16日(金)に宜野湾・中城地区業者会では初めての試みとなる、浦添・西原地区業者会との合同ポウリング大会を行ないました。両地区の会長・副会長による始球式からスタートし、総勢70名の参加者で盛大に盛り上がりました。

各社、景品提供も数多くあり、個人賞・チーム賞の贈呈式ではみんな大興奮でした(^-^)

初対面の業者さんも多く、他地区の動向や情報共有、繋がりをもてたことは、大きな成果となりました。今後も様々な形で他業者会と交流がもてると、



浦添・西原地区業者会の皆さんとのポウリング大会

良いなと思いました♪

宜野湾・中城地区業者会 池原 涼子

### 中部業者会は40周年を迎えました！

## 中部地区

4月25日(金)、沖縄こどもの国において令和7年度定時総会を開催いたしました。昨年度の報告と今年度の計画、その他役員任期の会則一部変更と、特別事業についての2つの議案を含め6議案全てについて全会一致で承認され、長嶺将賢会長の二期目がスタートいたしました。出席者は68名(委任を含む)でした。総会後は懇親会を行い交流を深めました。委任及び欠席会員へは総会資料を添えてご報告いたしました。

6月には今期最初の親睦事業として、パークゴルフ大会を読谷村にあるユンタンザパークゴルフ場において開催いたしました。晴天のもと子供を含め

て約30名が参加しました。日中の炎天下ということもあり熱中症の心配などしましたが、参加者からは大好評で「面白くて楽しかった!」との感想が多く寄せられました。

7月には理事研修会を開催いたしました。参加された先輩方から中部業者会の40年の歩みについてお話を伺いながら、会の目的や事業運営について、また、理事としての心構えなどについて話し合いました。

9月にはもうき塾、親睦ポウリング大会、11月には40周年記念事業を予定しています。

中部業者会 事務局 福本 優子



左・定時総会の様子  
右・パークゴルフ大会参加のみなさん

# 業者会 information

## 「ジャングリア沖縄」OPENで飛躍の年となりますように!

北部地区

皆様にはお健やかに過ごしのことと存じます。さて、当会では6月27日(金)に第41回 定時総会を開催いたしました。総会ではすべての議案が全会一致で承認され、新年度がスタートしました。

総会後には懇親会も行われ、会員間の懇親を図ることができました。本年度も各種勉強会や会員間の親睦交流を目的としたイベントの開催、事業活動を通して地域社会へ寄与できるよう取り組んで参ります。

なお、昨年度は2社の新規入会、今年度も既に2社の新規入会がございました。北部地区業者会では、随時新規会員を募集しておりますので、ご関心のある方は、お気軽にお問い合わせください。

いよいよ「ジャングリア沖縄」がOPENしました。



北部地区は国内外から注目の年となり、北部地区業者会も例年以上に忙しく活気ある1年となりそうです。北部地区業者会 副会長 池原 勇人

## 新役員体制で頑張ります!!

宮古地区

宮古地区業者会では、4月24日(木)に令和7年度定時総会を開催いたしました。令和6年度の事業報告並びに令和7年度事業計画の承認がなされ、役員の一部入れ替えについても無事に承認いただき、新役員体制で本年度をスタートいたしました。

新役員体制では、これまで曖昧であった役員の役割を明確にし、会員拡大や会員間交流、各種事業についてしっかりと取り組んで参ります。

本年度の一番大きな事業としては、宮古島市「空家等管理活用支援法人」の認定を取得し、宮古島の空き家等を利活用した賃貸住居不足問題や様々な不動産に関する地域課題解決に取り組んで参ります。

す。本事業は宅建業者だけでは解決が困難と予想されることから行政や地域の司法書士会・建築士会・弁護士・建築業協会等と連帯し取り組んで参りたいと考えています。本事業は沖縄宅建ビジョンにも合致した事業でもあることから、宮古地区でしっかりと事業を進め、先行事例として会員の皆様に良い報告が出来るよう精一杯取り組んで参ります。

宮古地区業者会 会長 宮國 寿成



## 地域社会の発展に貢献目指す!

八重山地区

八重山地区宅建物取引業者会は、6月6日(金)に令和7年度定時総会を開催し、全ての議案が承認されました。

総会後は懇親会も行われ、多くの会員に参加頂き情報共有、情報交換並びに会員相互の親睦を深めました。

当会の会員は22社と拡大しており、石垣市との意見交換会、各種委員会・審議会への参加等、行政と関わる機会も増加しております。

4月からは韓国、香港、台湾への直行便が就航し、より一層の経済活動が期待される所です。一方、各業界で人材不足が経済発展の足かせになっており、我々宅建業者としても技能実習生等の外国人労働者に対する賃貸物件の対応、空き家の

利活用など、目まぐるしく変化する時代に迅速に対応できるよう、会員相互の連携を図り、地域社会のニーズや発展に貢献して参ります。

八重山地区業者会 副会長 川原 千博



定時総会の様子



## 女性部会 だより

女性部会では、毎月第3土曜日に定例会を開催中! 参加のお申込み・お問合せは 宅建協会事務局広報担当まで TEL.098-861-3402



セミナーの様子

### 第105回 女性部会 定例会

2025.06.21.土 パシフィックホテル

#### 令和6年度 事業報告会

セミナー

#### 「ランチェスター戦略・実践編」

～あなたの会社は儲かる!!

マーケティング手法を楽しく学ぶ～

講師

(有)ハート住宅 長浜豊氏

令和7年6月21日(土)、沖縄県宅建物取引業協会女性部の定例会が開催されました。はじめに比嘉会長より、令和6年度の事業報告および令和7年度の事業計画についてご報告があり、今年度も勉強会や交流会などを通じて、より活発な活動を展開していく方針が共有されました。

続いて、(有)ハート住宅 代表・長浜豊氏による講話「ランチェスター戦略 実践編 ～あなたの会社は儲かる!マーケティング手法を楽しく学ぶ～」

が行われました。長浜氏ご自身の経験を交えたお話は非常にわかりやすく、「弱みを捨てて強みを育てる」という姿勢の大切さが強く印象に残りました。特に、他の会社あまり取り組まないハガキやチラシに力を入れるといった工夫を積み重ねることが、「弱者の戦略」に通じるというお話には、大きくうなづく場面が多くありました。難しい印象のあったランチェスター戦略ですが、今回の講話を通して、自社の事業にも活かせる具体的なヒントが数多く得られ、とても楽しく学ぶことができました。参加者からも「引き込まれる講話だった」「自社にも取り入れてみたい」といった声が多く寄せられました。

今後も女性部では、実践的な学びと会員同士の交流を通じて、それぞれの事業に役立つ活動を積極的に展開してまいります。

株式会社クリア 松田さやか



楽しく学ぶセミナーでした ありがとうございます

参加のお申込み・お問合せは宅建協会まで



## 1. 賃貸権相続について

● 賃貸者からの相談

**Q** 父が賃貸アパートを家主と賃貸契約した。連帯保証人も署名押印した。その後、父と母と娘(相談者)の3人で住んでいました。父が病気で亡くなり、しばらくして家主から賃貸契約に書き換えが必要で新しい借主と新しい連帯保証人を立てて契約書に書いてほしいといわれているので相談したいです。

**A** 最初に、建物の賃貸において借主が死亡した場合に、賃貸借契約の効力はどうなるのか、説明します。建物を借りる権利、すなわち賃借権も譲渡性があり、経済的価値を有する権利ですから、相続の対象となります。そうすると、契約の当事者である賃借人の父が亡くなった場合、アパートの一室を借りる賃借権は相続人である母と娘が相続することになり、契約はそのまま存続します。父が当事者として契約した内容に変更は生じませんので、賃借料、契約期間などもそのままの状態です。

ですから、父が亡くなったからといって、新たな賃貸借契約を書き換える(締結する)必要は全くありません。

この点、家主の意向が、亡くなった父の名義ではなく、アパートに住んでいる人の名義の名前にしたい、従前の契約の内容に全く変更はなく、ただ単に名前を変えるだけという意向であれば、何か問題が起きるリスクは少ないかもしれません。ただし、従前の保証人にはきちんと説明して、新たな契約書に署名してもらう必要があります。

他方、家主の意向が、従前の契約とは異なる内容、例えば、家賃が少し高くなっている、賃貸期間が変更される、敷金の追加があるなど、従前の契約とは異なる契約の締結を目的とする意向であれば、母と娘で十分に協議する必要があります。

法的には、父が亡くなったからと言って、新たに契約を書き換える(締結する)必要性は全くないことを

踏まえ、家主が提案する契約締結の申し入れ内容を十分に検討し、契約内容として問題点がないと判断した場合には新たな契約に応じてもいいのですが、問題点があるな、リスクがあるなど判断したのであれば、家主に対して、新たな契約には応じる必要はない旨を回答するようにしてください。

また、新たな契約の書き換えに応じない場合には、保証人を新たに追加することも必要ありません。

連帯保証については、もとの賃貸借契約が、2020年4月1日の改正民法施行後に締結されたものであれば、改正民法465条の4が適用され、賃借人の死亡によって、連帯保証人が保証すべき元本が確定することとなり、賃借人死亡後に生ずる債務については、従前の連帯保証人は保証責任を負わないこととなります。

そのため、相談者が相続により賃貸借契約を継続したいと思うのであれば、その後の債務については、従前の連帯保証人は保証責任を負わないこととなりますので、家主は、新しい連帯保証人を立ててほしいというわけです。

もとの賃貸借契約において、保証人がいなくなった場合は新たに保証人を立てることが契約上の義務とされているのであれば、賃借人としては、保証人を立てなくてはなりません。この場合、保証契約は、書面をもって行う必要がありますので、賃貸借契約書という形で作成するか、賃貸借契約書を作成しなくとも、保証契約書のみ作成するという方法もあります。



## 2. 空家対策宅建業報酬改定について

● 売主からの相談

**Q** このたび父が亡くなり、小さな土地を相続することとなったため、不動産業者に依頼して売却しようと考えています。不動産業者に相談したところ、最近法令の改正があり、800万円以下の空き家の売却を依頼する場合に、不動産業者に支払う報酬額が変更になったと聞きました。空き家対策ということですが、詳しく教えてもらえますでしょうか。また、土地の売買の場合も同じ報酬額でしょうか。

**A** 不動産売買を仲介した不動産業者が受け取る媒介報酬は、宅地建物取引業法46条及びこれを受けた国土交通省告示によって上限が決められています。

具体的には、依頼者の一方から受けることができる報酬額の上限は、売買契約の代金額が200万円以下の部分にはこれに5.5%を乗じた額、200万円を超えて400万円以下の部分にはこれに4.4%を乗じた額、300万円を超える部分はこれに3.3%を乗じた額、以上の合計額が上限となっています。例えば、売買代金が200万円の場合は、媒介報酬の上限額は11万円、売買代金が400万円の場合は、媒介報酬の上限額は19万8000円、売買代金が800万円の場合は、媒介報酬の上限額は33万円です。これらは消費税込みの金額です。

そして、令和6年6月、国土交通省告示が改正され、同年7月1日以降、800万円以下の物件の売買の場合は、33万円を超えない範囲で、媒介に要する費用を勘案して報酬額を決定できることとなりました。つまり、売買価格が800万円以下の場合は、媒介報酬の上限額が一律33万円となったということです。

ご質問にあるとおり、このような改正がなされたのは、空き家対策の一環です。

国内では、空き家や空き地、マンションの空き室の急増が課題となっています。これらの空き家等を放置すると、物件が傷んで使用困難となり、やがて周辺環

境等にも様々な悪影響を及ぼしてしまいますから、空き家で未だ使えるものはなるべく早く利活用を図ることが肝心です。

そこで、国土交通省は、このような問題解決の重要な担い手として、不動産の流通や利活用に関するノウハウを有する不動産業者に、所有者の抱える課題の解決や、新たなニーズへの対応を期待して、令和6年6月、「不動産業による空き家対策推進プログラム」を策定しました。このプログラムの施策の一つが、先ほど述べた媒介報酬額の見直しです。

といいますのも、空き家の場合は、取引価格が低くなることも多く、取引価格が低いと、最初に述べたように媒介報酬も低くなります。このような状況では、不動産業者が空き家等の売買又は交換について媒介を行う場合、物件の状況等によっては不動産業者の業務の負担が大きくなることがある一方で、取引価格が低いと業務負担に対して報酬額が低いという問題があり、宅建業者が空き家等を取り扱うにはビジネス上の課題があると言われていました。

この状況を改善するため、空き家等についての媒介報酬規制の見直しが行われたのです。

このように低廉な物件についての媒介報酬の見直しは、空き家対策としてなされたものですが、その対象は空き家に限られません。

土地でも、建物でも、その利用状況が空き家であると利用中であるとを問わず、800万円以下の物件については適用されることになります。

媒介報酬については、不動産業者は、媒介契約締結に際し、あらかじめ、報酬額について説明し、合意する必要がありますので、しっかり説明を受けてください。



(一社)九州不動産公正取引協議会よりお知らせ

# 違法広告情報提供について

さらなる不動産広告の適正化を目指して！

## 違反広告は違反広告情報提供窓口からご申告ください

規約違反の疑いのある広告物を見つけた際には、【違反広告情報提供窓口】よりご申告ください。

広告物(チラシ・パンフレット・ポータルサイト等)の画像を添付できるフォームを設けておりますので、スマートフォンやタブレットからも簡単に申告することができます。(右記QRコードを読み込んでご申告ください)



九州不動産公正取引協議会は、不動産広告に関する自主規制団体です。

新着情報

- 2025/3/25 一覧を見る
- 2025/1/16 規約違反事業者への新たな対応について 会員向け動画視聴ページをオープンしました。
- 2025/1/10 【不動産公正取引協議会連合会より】不動産公正競争規約の改正について
- 2024/2/9 不動産広告における画像の表示に関して(注費掲載)

違反広告情報提供窓口

九州不動産公正取引協議会について

不動産取引における公正競争規約とは	広告表示のルール	景品提供のルール	概要・制度	所属会員リスト	賛助会員リスト
相談＆違反事例集	ポータルサイト広告適正化部について	刊行物のご案内	賛助会員入会案内	リンク集	情報公開(ディスクロージャー)

公正表示マーク

このマークを公開表示している不動産業者は、不動産の公正競争規約を守り、消費者の皆様に適正な広告表示を行うことを公に約束しています。また、当協議会に加入している不動産業者として信頼と安心の不動産取引ができることを望んでいます。店頭でお確かめください。

違反広告情報提供はこちら

会員向け動画視聴ページはこちら

### 九公取についてのよくある質問

- ・九公取とは？  
九州不動産公正取引協議会(九公取)は、不動産広告の自主規制ルールである「不動産の公正競争規約」に関する相談や不動産広告の点検、調査、指導を行っています。
- ・不動産の公正競争規約とは？  
不動産業界が自主的に定める「景品表示法」の規定に基づき公正取引委員会の認定を受けた不動産広告のルールで、「不動産の表示に関する公正競争規約」と「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」の2つの規約からなります。
- ・規約に違反するとどうなるの？  
処分は、「注意」「警告」「嚴重警告」「違約金課徴」となっています。

ご不明点はこちら (一社)九州不動産公正取引協議会 ☎092-631-5500

Notice

# 違法広告掲載業者への対応について

令和7年6月6日(金)に綱紀公取指導委員会が開催されました。

今回の会議で、ポータルサイト運営業者4社(SUUMO、アットホーム(株)、グーホーム、うちなーいふ)の方々へご参加いただき、違法広告掲載業者について会議が行われました。

ポータルサイト運営業者側からも違法広告掲載業者に対して注意を促していきたいとのご相談があり、(一社)九州不動産公正取引協議会の指導の下、「不動産の公正競争規約」に基づいた注意をポータルサイト各社で行っていくことが、全会一致で承認されました。

## 綱紀公取指導委員会



ポータルサイト運営業者4社のみなさま

## TAKKEN インフォメーション

[不動産キャリア]サポート研修制度 取引実務の基礎を網羅

# めざせ! 不動産キャリアパーソン



頑張るあなたを応援します!

不動産取引の「実務」を基礎から学べる! 従業者教育のツールとしても最適! 宅建アソシエイトや宅建士へのステップアップをめざすあなたにも!



### 不動産キャリアパーソン®とは

- ▶ 不動産取引実務の基礎知識修得を目的とした通信教育資格講座です。
- ▶ 宅建業従業者、経営者、宅建取引士、消費者問わず、不動産取引に関わるすべての方に最適です。ご自身の知識や実務の再確認として、さらに会社の従業者研修としても利用されています。

テキスト+Webでいつでも学習

受講料 8,000円(税別)

不動産キャリアパーソン で 検索



公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会(全宅連)

くわしくはWebで <http://www.zentaku.or.jp/training/career/>

イメージキャラクター 佐藤まり江 さん

会員の皆様へ

# 変更届の提出についてのお願い

事務所の移転や代表者の変更等があった場合に、**変更後30日以内に県への変更届の提出が必要**になりますが、県へ提出後、**当協会へも変更届の提出**のご協力をお願いいたします。  
協会宛変更届の様式や必要書類は下記の手順より、当協会ホームページでご確認いただけます。



右・屋富祖通りクリーン運動  
左下・屋富祖通り会のゆかいな仲間  
右下・浦添・西原地区宅地建物取引業者会の皆さんと!



## わたし屋富祖の街の不動産屋さんです

株式会社ネクスフィールド 銘苺 俊一 さん

皆さまこんにちは！  
私は浦添市の屋富祖通りで不動産業を営んでおります。株式会社ネクスフィールドの銘苺と申します。今回は私の趣味ややっている事をお願いしますということなので私の事を書こうと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

さて実は私、チョー忙しいんです。それは何故かという屋富祖自治会の副会長、屋富祖通り会の事務局長、最近の名嘉真会長に引っ張ってもらってばかりですが浦添・西原地区業者会の専務理事を兼任しております。何が忙しいっていうと夏のこの時期は10月までにお祭り3回、敬老会1回とイベント続きで日曜に仕事をしない私が、平日はイベントの打合せから準備と日曜祝日も頑張っております。お客様の数の数倍の人が打合せで事務所に集まるんです。

そもそも私が不動産会社を立ち上げたきっかけは、10年ほど前まで地元屋富祖通りがシャッター街になってしまい昼は人も通らず、夜になるとテナントビルにちょこちょこ客が流れて来るというような夜の街でした。シャッター通りをどうにかしたい、しなければという想いから起業し、祭りや自治会を通して地元へ溶け込み1件1件店舗を任せていただけるようになり最近では飲食店で賑わう街になってまし

た。また私の管理する物件は屋富祖屋台村など殆ど外からお客様や店主が見えるようにお願いしているので、怖いイメージを持つてる人も、屋富祖の街を楽しんでいただけたと思います。

是非とも屋富祖の街で皆さまと飲めるならお気軽にご連絡ください。私で街の案内をしながらお酒を楽しんでいただければと思います。

末尾で話が変わってしまいますが休日は釣り船を運転して釣りでストレスを発散しております。こちらの方も皆さまと一緒に出来れば浦添の沖もご案内させていただきます。私事ばかりでしたがありがとうございました。



熱い男...  
銘苺です！

各様式  
ダウンロード  
をクリック



# 入会者のご案内

みなさまよろしくおしいたします

〈令和7年〉

令和7年7月末日現在の会員数

4月1日▶7月31日

# 1,615社

<p><b>(株)ソリーゾ沖縄</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>代表取締役 金城州洋</li> <li>事務所 浦添市宮城5-11-6</li> <li>TEL 988-6543</li> <li>FAX 988-6542</li> </ul>	<p><b>(株)クオリティプラス</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>代表取締役 金城陽平</li> <li>事務所 南風原町与那覇99</li> <li>TEL 987-0191</li> <li>FAX 987-0191</li> </ul>	<p><b>HOMURA(株)</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>代表取締役 本庄曾治</li> <li>事務所 宜野座村宜野座127</li> <li>TEL 975-8544</li> <li>FAX 03-6685-6079</li> </ul>	<p><b>サイオン沖縄(同)</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>代表社員 呉屋得成</li> <li>事務所 宜野座市普天間2-31-9</li> <li>TEL 050-8883-8076</li> <li>FAX 050-8883-8026</li> </ul>	<p><b>(株)ReBLU</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>代表取締役 照喜名誠也</li> <li>事務所 浦添市勢理客2-14-7</li> <li>TEL 914-4203</li> <li>FAX 050-3512-4250</li> </ul>
---	---	--	--	---




<p><b>リスタート・ジャパン(株) 沖縄営業所</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>政令使用人 飯田純</li> <li>事務所 本部町石川358-302</li> <li>TEL 988-8594</li> </ul>	<p><b>(株)ネクスト</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>代表取締役 松崎功知</li> <li>事務所 宜野座市大山3-20-6</li> <li>TEL 894-3337</li> </ul>	<p><b>(有)リケンオキナワ 中部支店</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>政令使用人 松村真一</li> <li>事務所 うるま市塩屋454 102</li> <li>TEL 989-1126</li> <li>FAX 989-1127</li> </ul>	<p><b>(同)ハナシロ</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>代表社員 花城仁志</li> <li>事務所 沖縄市高原5-1-21A</li> <li>TEL 050-1273-8025</li> </ul>	<p><b>(株)こちこペアリング</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>代表取締役 又吉拓馬</li> <li>事務所 浦添市当山1-7-15</li> <li>TEL 917-5933</li> <li>FAX 917-5934</li> </ul>
---	--	---	--	---

<p><b>(株)儀間不動産</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>代表取締役 儀間奈津美</li> <li>事務所 宜野座市嘉数2-12-6</li> <li>TEL 890-2095</li> <li>FAX 890-2098</li> </ul>	<p><b>江洲不動産(株)</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>代表取締役 鶴井綾乃</li> <li>事務所 うるま市江洲538-10</li> <li>TEL 989-5928</li> <li>FAX 989-5927</li> </ul>	<p><b>ホワイトハウス</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>代表者 下地健二郎</li> <li>事務所 那覇市おもろまち 2-5-37 3-J</li> <li>TEL 911-6428</li> </ul>	<p><b>(株)Renova</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>代表取締役 諸見里友幸</li> <li>事務所 那覇市首里汀良町 3-109-1</li> <li>TEL 963-7087</li> <li>FAX 963-7088</li> </ul>	<p><b>(株)プレジール</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>代表取締役 佐野スミ子</li> <li>事務所 那覇市金城5-16-5</li> <li>TEL 996-2929</li> <li>FAX 996-2949</li> </ul>
--	---	--	---	---

<p><b>(株)四季彩建物 コザプラザ</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>政令使用人 島袋太志</li> <li>事務所 沖縄市山内4-9-8 2F</li> <li>TEL 979-5109</li> <li>FAX 979-5091</li> </ul>	<p><b>(株)和こう不動産</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>代表取締役 仲宗根一哉</li> <li>事務所 那覇市銘町1-3-6 A-1</li> <li>TEL 963-4833</li> <li>FAX 963-4834</li> </ul>	<p><b>(株)琉家</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>代表取締役 島袋真男</li> <li>事務所 北谷町東江635-1 1207号室</li> <li>TEL 050-5838-0501</li> </ul>	<p><b>(株)SK Planning</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>代表取締役 金城茂正</li> <li>事務所 南風原町津嘉山 1151-5</li> <li>TEL 090-3062-1271</li> </ul>	<p><b>(株)ハウズドゥ・ジャパン 糸満店</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>政令使用人 砂川諒旬</li> <li>事務所 糸満市西崎6-19-2</li> <li>TEL 840-8061</li> <li>FAX 840-8062</li> </ul>
---	--	---	---	--

<p><b>(株)ハウズドゥ・ジャパン 那覇新都心店</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>政令使用人 平賀光</li> <li>事務所 那覇市天久2-29-18</li> <li>TEL 860-0733</li> <li>FAX 860-0734</li> </ul>	<p><b>(株)ハウズドゥ・ジャパン 名護店</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>政令使用人 秋本直紀</li> <li>事務所 名護市大南3-12-1</li> <li>TEL 0980-54-8900</li> <li>FAX 0980-54-8901</li> </ul>	<p><b>(株)ハウズドゥ・ジャパン 与那原西原店</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>政令使用人 花城隆一</li> <li>事務所 与那原町東浜81-4</li> <li>TEL 882-8041</li> <li>FAX 882-8042</li> </ul>	<p><b>第一総業(株)</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>代表取締役 山城達彦</li> <li>事務所 那覇市古波蔵3-8-8</li> <li>TEL 853-5405</li> <li>FAX 855-3456</li> </ul>	<p><b>HousingSolutioN Okinawa(同)</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>代表社員 仲本雄祐</li> <li>事務所 沖縄市山里1-1-1</li> <li>TEL 050-1807-1170</li> <li>FAX 050-3588-6910</li> </ul>
--	---	---	---	--

<p><b>(株)豊創建</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>代表取締役 島尻真志</li> <li>事務所 浦添市牧港1-22-18</li> <li>TEL 917-6088</li> </ul>	<p><b>(株)かがやきエステート</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>代表取締役 金城杉志郎</li> <li>事務所 中城村南上原416-5</li> <li>TEL 961-3463</li> </ul>	<p><b>(有)イスト</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>代表取締役 大城満昭</li> <li>事務所 南風原町津嘉山433番地 2F</li> <li>TEL 888-5883</li> <li>FAX 888-5685</li> </ul>	<p><b>(株)いえくぼ不動産</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>代表取締役 中村亮太</li> <li>事務所 糸満市西川町17番2号</li> <li>TEL 954-3964</li> <li>FAX 954-3962</li> </ul>	<p><b>(株)政</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>代表取締役 上間拓作</li> <li>事務所 那覇市おもろまち4-9-6</li> <li>TEL 963-9435</li> <li>FAX 943-9563</li> </ul>
---	---	--	--	--

<p><b>(株)日宅 宮古島店</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>政令使用人 坪内力</li> <li>事務所 宮古島市平良字西里1107-7</li> <li>TEL 0980-73-5933</li> <li>FAX 0980-74-2311</li> </ul>	<p><b>(株)日宅 てだこ店</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>政令使用人 山田博史</li> <li>事務所 浦添市当山2-5-6</li> <li>TEL 877-3333</li> <li>FAX 879-1505</li> </ul>	<p><b>(株)ウルズン</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>代表取締役 座喜味潤</li> <li>事務所 宜野座市宇治283-5-27 307</li> <li>TEL 894-2493</li> <li>FAX 894-2494</li> </ul>
---	---	--

## 長い間ありがとうございました

(有)河智興産 / (株)13コーポレーション / 託不動産(株)名護店 / (同)いーじゅハウジング / (有)サニーズプロジェクト / フラキヤスハウジング / 儀間ビルマネジメント(株) / (有)セゾン社 / ライフサポート / (有)ロワール / (株)Mプラン / (株)宝新 / (株)大成ホーム不動産開発 / (株)琉信ハウジング 豊見城支店 / (株)クロア / (株)ハウズドゥ住宅販売 糸満店 / (株)ハウズドゥ住宅販売 名護店 / (株)ハウズドゥ住宅販売 那覇新都心店 / (株)ハウズドゥ住宅販売 与那原西原店(株)レキオス 豊見城営業所 / (株)てだこ / (株)日宅 / (株)ネストホーム

## 退会者

〈令和7年〉4月▶7月

## 理事会の動き

第1回 「理事・幹事 合同会議」 令和7年4月18日(金)	第1号議案 会員表彰並びに優良従業者表彰(案)承認の件	全会一致で承認された
	第2号議案 令和6年度事業報告書承認の件	賛成多数で可決承認された
	第3号議案 令和6年度決算報告書(貸借対照表・財産目録並びに正味財産増減計算書)承認の件	賛成多数で可決承認された
第2回 「理事・幹事 合同会議」 令和7年7月18日(金)	第1号議案 費用弁償及び諸手当支給規程一部改正(案)承認の件	全会一致で承認された
	第2号議案 育児・介護休業規程一部改正(案)承認の件	全会一致で承認された

## 協会の動き

月日	会議・行事	月日	会議・行事	月日	会議・行事
4	1 入会審査 本部相談日 中部相談日	6	宅地建物取引士法定講習会 宅建試験事務会議(Web会議)	7	本部相談日 入会審査
	4 本部相談日		16 沖縄県土地家屋調査士会総会・懇親会 本部相談日		24 本部相談日 中部相談日 北部相談日
	7 (一社)流通機構 正副会長・委員長会 (一社)流通機構 総務財務委員会		20 入会審査 終了後 総務財務委員会 【全宅連】常務理事会 本部相談日		25 正副会長及び関連団体代表者会議 コンサルティング協議会 定時総会
	8 入会審査 終了後 総務財務委員会(予備監査) 【全宅連】組織整備・入会促進特別委員会 本部相談日 中部相談日 北部相談日 宮古相談日 八重山相談日		23 正副会長及び関連団体代表者会議 定時総会打合せ 本部相談日		26 【全宅連・全宅保証】定時総会 【全政連】年次大会 【全宅管理】定時社員総会 本部相談日
	11 正副会長会 会計監査 終了後 懇親会 本部相談日		24 沖縄県司法書士会 定時総会 入会審査 本部相談日		27 【全政連】年次大会 【全宅管理】定時社員総会 本部相談日
	14 表彰選考委員会 第1回常務理事・常任幹事合同会議 第1回(株)ハウズドゥ不動産会館取締役会		26 入会審査 本部相談日		30 終了後 第2回会館取締役会 入会審査
	15 入会審査 (一社)流通機構 理事会 【九公取】理事会 本部相談日 中部相談日		27 定時総会 宅建試験事務会議(Web会議)		1 本部相談日 中部相談日 (一社)流通機構 総務財務委員会
	16 【全宅保証】苦情解決・研修業務委員会 苦情解決・研修業務所管委員会		30 【全宅連・全宅保証】第1回理事会 【全宅管理】第1回理事会 【全政連】第1回役員会 沖縄県行政書士会 定時総会 本部相談日		2 新規免許取得者研修会(前期)
	17 【全宅管理】業務企画委員会 沖縄地区土地政策推進協議会 理事・幹事合同会議 本部相談日		3 入会審査 コンサルティング協議会 運営委員会 【西日本流通機構】 本部相談日 中部相談日		4 正副会長会 本部相談日 相談員 常務理事・常任幹事合同会議
	18 理事・幹事合同会議 本部相談日		5 正副会長会 正副会長並びに各地区代表者意見交換会 本部相談日		7 終了後 第2回会館取締役会 入会審査
	20 【国税】土地評価審議会事前説明		6 会員支援委員会 宅建試験実施公告(官報)		8 (一社)流通機構 正副会長委員長会 ラジオ相談収録 本部相談日 中部相談日 北部相談日 宮古相談日 八重山相談日
	21 【全宅連】第1回総務財務委員会 入会審査		8 コンサルティング協議会 理事会 本部相談日		11 小禄・南部地区研修会 本部相談日 相談員
	22 本部相談日 中部相談日 北部相談日 流通委員会		9 正副会長・相談役 意見交換会 入会審査 終了後 総務財務委員会 宅建試験事務説明会(Web会議)		15 入会審査 【九地連】運営協議会(渡久地会長) 本部相談日 中部相談日
	24 正副会長並びに関連団体代表者会議		10 本部相談日 中部相談日 北部相談日 宮古相談日 八重山相談日 広報啓発委員会		16 流通委員会
	25 本部相談日		11 役員研修会 終了後 懇親会 沖縄土業ネットワーク協議会第1回会議 本部相談日		18 理事・幹事合同会議 中部相談日 北部相談日 宮古相談日
27 本部相談日	12 本部相談日 中部相談日 北部相談日 宮古相談日 八重山相談日	22 入会審査 【全宅連】組織整備・入会促進特別委員会 本部相談日 中部相談日 北部相談日			
5	2 本部相談日	13 入会審査 本部相談日	23 広報啓発委員会		
	7 入会審査 本部相談日 宅建試験事務会議(Web会議)	14 正副会長会 沖縄国税事務所土地評価審議会 本部相談日	24 会員支援委員会 苦情解決・研修業務所管委員会		
	8 正副会長会 沖縄県社労士会 総会 女性部委員会	15 入会審査 本部相談日 中部相談日	25 正副会長並びに関連団体代表者会議 宜野湾・中城地区研修会 本部相談日		
	9 本部相談日	16 正副会長会 【西日本流通機構】定時総会	29 本部相談日 中部相談日		
	12 (一社)流通機構合同委員会	17 入会審査 本部相談日 中部相談日	31 (一社)流通機構 理事会		
	13 入会審査 本部相談日 中部相談日 北部相談日 宮古相談日 八重山相談日	18 全宅管理会員限定研修会			
	15 苦情解決・研修業務所管委員会	19 苦情解決・研修業務所管委員会 【西日本流通機構】定時総会			
	20 【九公取】理事会・定時総会				



TAKKEN OKINAWA  
宅建おきなわ

vol.181



FUDOSAN's DAY

2025.9/23(火)祝

# 不動産フェア



ラジオ公開生放送！  
お便りお待ちしております！

不動産に関する講座  
お知れようね！



ラジオ沖縄 FM 93.1  
AM 86.4

## テイサージパラダイス



真栄平仁  
(ひーぶー)



場所：イオンモール沖縄ライカム（1F グランドスクエア）

放送時間：12:00～14:20



くわしくはホームページまで <https://www.rokinawa.co.jp>



### ラジオ放送局チャンネル一覧

- 那覇FM中継局 93.1MHz
- 名護FM中継局 80.1MHz
- 国頭FM中継局 86.3MHz
- 石垣FM中継局 87.8MHz
- 西表FM中継局 81.5MHz
- 与那国FM中継局 79.5MHz
- 伊良部FM中継局 84.1MHz
- 多良間FM中継局 83.6MHz
- 南北大東FM中継局 79.6MHz

### 会場での無料相談を開催！

問い合わせ先 ☎098-861-3402 (沖縄県宅建協会)

### 事前電話予約受付

左記の問い合わせ先へ(受付時間12:00～14:30)



申し込みに  
達し次第  
受付終了  
だつて！

発行所：(公社)沖縄県宅地建物取引業協会  
(公社)全国宅地建物取引業保証協会沖縄本部  
〒900-0021 那覇市泉崎1丁目12番7号  
印刷：新星出版株式会社



【主催】(公社)沖縄県宅地建物取引業協会 / (公社)全国宅地建物取引業保証協会沖縄本部

【協賛】(株)沖縄県不動産会館 (一社)沖縄県不動産流通機構 / (公社)全国宅地建物取引業協会連合会 【後援】国土交通省